

○国土交通省令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項、第五十二条第一項、第二項第二号ロ及びハ、第三号ロ及びハ並びに第四号並びに第八項、第五十四条第一項及び第四項並びに第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改

正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(特定社会基盤事業者の指定基準の特例) <u>第二条の二</u> 合併による特定社会基盤事業の承継、分割による特定社会基盤事業の全部若しくは一部の承継又は特定社会基盤事業の全部若しくは一部の譲受け(以下この条において「事業承継等」という。)があつた場合には、当該事業承継等をさせた者の当該事業承継等をさせた事業に係る事業実績(前条第三号に規定する前年度における貨物の輸送実績、同条第四号に規定する貨物の前年における輸送量並びに同条第六号イ及びロに規定する前年度の運航回数をいう。以下この条において同じ。)については、当該事業承継等をした者の事業実績とみなして、前条の規定を適用する。この場合において、当該事業承継等をさせた者の事業実績には、当該事業承継等をさせた事業に係る事業実績を算入しないものとする。 (導入等計画書の届出) 第九条 法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四(二)により行うものとする。 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたもの(第三号に掲げる書類を除く。)に限る。 一・二 (略)	(新設) (導入等計画書の届出) 第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四(二)によるものとする。 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 一 特定重要設備の供給者及び構成設備(第十二条に規定する構成設備をいう。)の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者(再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を

三 第十六条第二号及び第三号に掲げる事項に係る特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置を講じていることを証する書類

前項第二号に掲げる書類については、法第三章の規定により既に国

行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）」（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあつては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合をいう。） 組合員（同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）

ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者

（新設）

（新設）

土交通大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十二條第一項の規定により届け出る導入等計画書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十條 （略）

2 法第五十二條第十一項の規定による緊急導入等届出書の届出は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五（二）により行うものとする。

（法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十一條 法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十條 法第五十二條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、ほかに適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二條第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五（二）によるものとする。

（法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十一條 法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国

個人である場合にあつては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合
三〇五 （略）

（構成設備）
第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一〇七 （略）

籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等
四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合
五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

（構成設備）
第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 第一条第一号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
イ 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア
ア
ロ イに掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）
ハ イに掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）
ニ イに掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）

-
- 二 第一条第二号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 信号相互間、信号とその進路内の転てつ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する情報（ロ及びニにおいて「制御情報」という。）の作成の用に供するサーバー
 - ロ 制御情報の伝達の用に供する電気通信回線
 - ハ オペレーティングシステム
 - ニ 制御情報を作成する機能を有するプログラム
 - 三 第一条第三号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 配車計画等又は貨物運送情報の作成の用に供するサーバー
 - ロ 配車計画等又は貨物運送情報を作成する機能を有するプログラム
 - 四 第一条第四号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するサーバー
 - ロ 船内における貨物の配置計画の作成の用に供するソフトウェア
 - 五 第一条第五号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画の作成、コンテナ貨物の配置に関する計画の作成又はコンテナ貨物の配置の状況の管理（ロにおいて「計画の作成等」という。）の用に供するサーバー
 - ロ 計画の作成等の用に供するソフトウェア
 - 六 第一条第六号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 飛行計画の作成の用に供するサーバー
 - ロ オペレーティングシステム
 - ハ 飛行計画を作成する機能を有するプログラム
 - 七 第一条第七号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの
 - イ 電流の制御の用に供する基板
 - ロ 電流値を表示する機能を有する装置
 - ハ 電流値を操作する機能を有する装置
 - ニ 電流の制御の用に供するソフトウェア
-

(構成設備に関する事項)

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する構成設備に関する事項として主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名及び国籍等)並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 六 (略)

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名及び国籍等)並びにその

(構成設備に関する事項)

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する構成設備に関する事項として主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の区分、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総

保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三・四 (略)

(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五・六 (略)

株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等
六 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の導入に携わる者に関する次に掲げる事項
 - イ 名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）
 - ロ 導入との関係
- 二・三 (略)

(導入等計画書の届出等の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの要件にも該当するときは、法第五十二条第一項の規定により届け出る導入等計画書（同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条各号（第三号を除く。）に掲げる事項の記載及び第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 特定重要設備の導入を行うに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置
- 二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

(導入等計画書の届出の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。
- 二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。

イ (略)

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置

2

前項の規定は、次に掲げるものについて準用する。

- 一 法第五十二条第十一項の規定により届け出る緊急導入等届出書（法第五十五条第三項において準用する法第五十二条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）
- 二 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る導入等計画書の変更の案
- 三 法第五十四条第四項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により報告する導入等計画書の変更

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 国土交通大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業

- 一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査することとしていること。

（新設）

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 国土交通大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うもの

者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 国土交通大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出）

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の前六月以内に作成されたものに限る。）を添付して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 特定重要設備の導入に係る導入等計画書 様式第四（一）

二 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る導入等計画書 様式

第四（二）

三 特定重要設備の導入に係る緊急導入等届出書 様式第五（一）

四 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る緊急導入等届出書

様式第五（二）

2 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、法

第三章の規定により既に国土交通大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届け出る導入等計画書又は緊急導入等届出書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認める

とする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 国土交通大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出）

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ときは、この限りでない。

（重要な変更の届出）

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ （略）

ハ 特定重要設備の供給者の追加に伴う変更

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更（構成設備の減少に係る変更を除く。）

ロ 構成設備の供給者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更

ハ （略）

ニ 構成設備の供給者の追加に伴う変更

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等の内容の変更又は重要維持管理等を行わせる期間を延長するものに限る。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に

（重要な変更の届出）

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

（新設）

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

（新設）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理

掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合を除く。）

ロ 委託の相手方の追加に伴う変更

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等の内容の変更又は重要維持管理等を行わせる期間を延長するものに限る。）

ロ 再委託の相手方等の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合を除く。）

ハ 再委託の相手方等の追加に伴う変更

八 第十六条第一号に掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 導入に携わる者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、住所又は国籍等）の変更

ロ 第十六条第一号ロに掲げる事項に係る変更

ハ 導入に携わる者の追加に伴う変更

九 第十六条第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更

十 第十七条第一項各号に掲げる要件に係る変更

2 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）の規定による導入等計画書の変更の案の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期

等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

（新設）

ハ 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

（新設）

（新設）

2 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第二十

限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。」とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に国土交通大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第一項の規定により届け出る導入等計画書の変更の案にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、法第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書（同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）以下この条及び第二十五条において同じ。）を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

6 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）

四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。」とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（新設）

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、ほかに適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持

により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法
国等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

7 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に国土交通大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第一項の規定により届け出る導入等計画書の変更の案にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8 (略)

(軽微な変更)
第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
一 四 (略)

管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法
国等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(新設)

6 法第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第八（二）により行うものとする。

(軽微な変更)
第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 特定重要設備の供給者の住所の変更（国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。）
ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第三号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 構成設備の供給者の住所の変更

ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更

ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 再委託の相手方等の住所の変更

ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株

五 第十六条第一号イに掲げる事項に係る変更のうち導入に携わる者の住所の変更

(変更の報告)

第二十五条 法第五十四条第四項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告(第三項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。)は、第九条第二項各号に掲げる書類(同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前六月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(二)により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項

主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等

の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等

の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等

の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(新設)

(変更の報告)

第二十五条 法第五十四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告(次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。)は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(二)により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生

第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2|| 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に国土交通大臣に報告した当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第四項の規定により報告する導入等計画書の変更の報告書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3|| 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、次のとおりとする。

- 一 構成設備の区分、名称又は機能の変更
- 二 構成設備の供給者の名称、住所、法人番号又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（前号に掲げる変更に伴うものに限る。）

4|| （略）

年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（新設）

2|| 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の区分、名称又は機能の変更とする。

3|| 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

様式第一、様式第四（二）、様式第四（三）、様式第五（二）、様式第五（三）、様式第七（二）、様式第七（二）、様式第八（二）、様式第八（三）、様式第九（二）、様式第九（三）及び様式第十を次のように改める。

附 則

この省令は、令和九年一月十二日から施行する。